

平成22年度決算検査報告（会計検査院）
国立大学法人京都大学に係る事項抜粋

第42 国立大学法人北海道大学、第43 国立大学法人埼玉大学、第44 国立大学法人東京大学、第45 国立大学法人東京医科歯科大学、第46 国立大学法人東京外国語大学、第47 国立大学法人一橋大学、第48 国立大学法人福井大学、第49 国立大学法人信州大学、第50 国立大学法人静岡大学、第51 国立大学法人名古屋大学、第52 国立大学法人京都大学、第53 国立大学法人大阪大学、第54 国立大学法人高知大学、第55 国立大学法人九州大学、第56 国立大学法人鹿児島大学

意見を表示し又は処置を要求した事項

(1)–(15) 国立大学法人が保有している未利用の土地や建物等について、当該資産を保有する合理的な理由の有無を検討して具体的な処分計画又は利用計画を策定するなどし、これにより資産の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの

科 部 局 等	目 等	固定資産 国立大学法人北海道大学、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人東京医科歯科大学、国立大学法人東京外国語大学、国立大学法人一橋大学、国立大学法人福井大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人静岡大学、国立大学法人名古屋大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人大阪大学、国立大学法人高知大学、国立大学法人九州大学、国立大学法人鹿児島大学
上記の15国立大学法人が保有している土地及び建物の平成22年3月31日現在の帳簿価額の合計	土地 建物	2兆1453億2095万余円 9629億9062万余円
上記のうち未利用の土地や建物等に係る帳簿価額の合計	土地 建物 計	172億4610万円 3億7255万円 176億1866万円

本院は、国立大学法人が、教育研究等の業務を確実に実施するために必要なものとして国から承継して保有している土地及び建物のうち、利用していない土地や建物等の処分及び有効活用について、平成23年10月28日に、国立大学法人北海道大学、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人東京医科歯科大学、国立大学法人東京外国語大学、国立大学法人一橋大学、国立大学法人福井大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人静岡大学、国立大学法人名古屋大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人大阪大学、国立大学法人高知大学、国立大学法人九州大学及び国立大学法人鹿児島大学(以下、これらを合わせて「15国立大学法人」という。)の各学長に対して、「保有している土地・建物の処分及び有効活用について」として、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求した。

これらの処置要求の内容は、15国立大学法人のそれぞれの検査結果に応じたものとなっているが、これを総括的に示すと以下のとおりである。

1 国立大学法人の保有資産の概要

(1) 国立大学法人の保有資産

90 国立大学法人(4 大学共同利用機関法人を含む。以下同じ。)は、資産として、土地(キャンパス等。帳簿価額計 4 兆 9088 億余円(22 年 3 月 31 日現在。以下同じ。))及び建物(教育・研究施設等。帳簿価額計 2 兆 5430 億余円)を保有しており、その大宗は、16 年 4 月に国立大学法人が教育研究等の業務を確実に実施するために必要なものとして国から承継したものである。

そして、国立大学法人は、毎事業年度国から交付される運営費交付金等を原資として、保有している土地や建物等の資産の維持管理を行っており、保有資産の維持管理に当たっては、管理規則を制定するなどして、保有資産の使用状況等を把握して適正な運用に努めるとともに、常に良好な状態を確保するよう維持・保全に留意し、保有資産が教育研究等の業務に必要ななくなったと認められるときは、売却等の処分を行うことができるなどとしている。

(2) 保有資産の処分

国立大学法人の保有資産のうち国から承継した土地については、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)において、当該土地を処分したときは、売却収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センター(以下「財経センター」という。)に納付すべき旨の条件を付して出資されたものとするとしており、国立大学法人は、原則として、当該土地の売却収入から建物の取壊し費用等を除いた額に 100 分の 50 を乗じて得た金額を財経センターに納付することとされている。

そして、財経センターは、納付された資金を原資として、国立大学法人等を対象として、施設整備に必要な資金の交付を行っている。

(3) 保有資産の見直し

「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年 6 月閣議決定)において、独立行政法人における資産債務改革を独立行政法人改革及びその改革工程と整合性を取りつつ推進することとされており、国立大学法人についても、大学改革との整合性を取りながら同様に改革を推進することとされている。

そして、国立大学法人の保有資産の見直しについては、「国立大学法人の組織及び業務全般の見直しについて」(平成 21 年 6 月文部科学大臣決定)等において、国立大学法人は、効率的な法人運営を行うため、保有資産の不断の見直し及び不要とされた資産の処分に努めること、さらに、既存施設の有効活用、施設の計画的な維持管理の着実な実施等に努めることとされている。

2 本院の検査結果

(検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、効率性、有効性等の観点から、国立大学法人が保有している土地や建物が教育研究等の業務を確実に実施するという目的に沿って有効に活用されているか、利用していない土地について、売却等の処分計画や施設整備等の利用計画が策定されているかなどに着眼して、22 年次に 90 国立大学法人のうち 31 国立大学法人において会計実地検査を行い、22 年 10 月までに検査を完了した 4 国立大学法人の各学長に対して、未利用の土地や建物等につ

いて具体的な処分計画又は具体的な利用計画を策定するなどしてその有効活用を図るよう、会計検査院法第36条の規定により改善の処置を要求するとともに、これを平成21年度決算検査報告に掲記した。そして、23年次は各国立大学法人が22年3月31日現在で保有している土地及び建物を対象として、残りの27国立大学法人^(注1)について引き続き検査を行いつつ、新たに29国立大学法人^(注2)において、施設の配置図等の関係書類を検査するとともに、現地に赴き土地や建物の現況等を確認するなどして会計実地検査を行った。

(注1) 27国立大学法人 北海道、北海道教育、宮城教育、筑波、筑波技術、東京、東京医科歯科、東京外国語、東京工業、一橋、金沢、岐阜、名古屋、京都、京都教育、大阪、神戸、和歌山、岡山、広島、高知、福岡教育、九州、北陸先端科学技術大学院の各国立大学法人、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構の各大学共同利用機関法人

(注2) 29国立大学法人 室蘭工業、帯広畜産、旭川医科、北見工業、宇都宮、埼玉、千葉、東京農工、東京海洋、お茶の水女子、新潟、長岡技術科学、福井、信州、静岡、名古屋工業、豊橋技術科学、三重、滋賀、大阪教育、奈良女子、山口、香川、九州工業、佐賀、宮崎、鹿児島、鹿屋体育、総合研究大学院の各国立大学法人

(検査の結果)

22年次に引き続き23年次にも検査を行った27国立大学法人と23年次に新たに会計実地検査を行った29国立大学法人とを合わせた計56国立大学法人のうち、15国立大学法人(保有している土地の帳簿価額計2兆1453億2095万余円、建物の帳簿価額計9629億9062万余円)において、教育研究等の業務を確実に実施するために必要であるとして土地や建物を16年4月に国から承継してから5年を超えているのに、具体的な処分計画又は当該土地の利用方針に沿った具体的な利用計画を策定しないまま有効に利用していない土地があるなどの適切でない事態が次のとおり見受けられた。

(1) 国から承継して保有している土地を利用していないもの

国から承継して保有している土地を利用していないものが、表1のとおり、8国立大学法人において、計17件(敷地面積計114,722.5㎡、帳簿価額計82億0905万余円)見受けられた。

これらの事態を態様別にみると、①国から学生宿舍用地等を承継しているものの、当該用地を売却するなどして処分したり施設等を整備して有効に活用したりすることなく、雑木林地等そのまま保有しているものが計13件(敷地面積計108,583.0㎡、帳簿価額計74億3386万余円)、②国から承継した職員宿舍等を取り壊して更地としたものの、当該更地を売却するなどして処分したり施設等を整備して有効に活用したりすることなく保有しているものが計4件(敷地面積計6,139.4㎡、帳簿価額計7億7519万余円)となっていた。

表1 保有している土地を利用していないもの

国立大学法人名	態様	件数	敷地面積	帳簿価額
北海道大学	①	1	3,180.5m ²	4065 万余円
東京大学	①	3	72,411.5m ²	64 億 2661 万余円
	②	3	5,539.4m ²	6 億 7914 万余円
	計	6	77,951.0m ²	71 億 0576 万余円
静岡大学	①	1	499.0m ²	1159 万余円
京都大学	①	3	11,916.0m ²	3 億 6222 万余円
大阪大学	①	1	2,400.0m ²	3 億 8366 万余円
	②	1	600.0m ²	9604 万余円
	計	2	3,000.0m ²	4 億 7971 万余円
高知大学	①	2	6,206.4m ²	9300 万余円
九州大学	①	1	1,785.9m ²	5500 万円
鹿児島大学	①	1	10,183.6m ²	6110 万円
計 8 国立大学法人	①計	13	108,583.0m ²	74 億 3386 万余円
	②計	4	6,139.4m ²	7 億 7519 万余円
	合計	17	114,722.5m ²	82 億 0905 万余円

(注) 敷地面積欄の数値は、小数点第2位以下を切り捨てているため、各項目を集計しても計又は合計の数値と一致しないものがある。

上記の事態のうち、態様①について事例を示すと、次のとおりである。

＜事例1＞

国立大学法人大阪大学は、国から豊中団地(大阪府豊中市)の学生宿舎用地(敷地面積 2,400.0 m²、帳簿価額 3 億 8366 万余円)を更地の状態で承継して保有している。

同法人は、平成 17 年に同団地の土地等の利用方針や整備方針等について策定した「大阪大学キャンパスマスタープラン」において、当該土地に学生宿舎を建設するとしていたが、その後、学生宿舎の建設に関して具体的な施設整備等の利用計画を策定していなかった。このため、当該土地に学生宿舎を建設しないままとなっており、また、他の用途に利用することなく保有していた。

(2) 国から承継して保有している職員宿舎等を全く利用していなかったり、その利用が低調であったりしているもの

ア 国から承継して保有している職員宿舎を全く利用していないもの

国から承継して保有している職員宿舎を全く利用していないものが、国立大学法人埼玉大学において、1 件(土地：敷地面積 214.7m²、帳簿価額 5946 万余円、建物：延べ面積 60.7m²、帳簿価額 1 円)見受けられた。

この職員宿舎は、入居していた職員が 11 年 3 月に退職した後、建物の老朽化等のため入居する者がおらず、21 事業年度までの 10 か年度以上にわたり全く利用されていなかった。

イ 国から承継して保有している宿泊施設の利用が低調なもの

国から承継して保有している宿泊施設で、その利用が低調なものが、表 2 のとおり、10 国立大学法人において、計 15 件(土地：敷地面積計 74,822.8m²、帳簿価額計 6 億

7723 万余円、建物：延べ面積計 8,109.1m²、帳簿価額計 3 億 7260 万余円)見受けられた。

これらの宿泊施設は、各国立大学法人の全ての学生、教職員等が課外活動等に利用することができる施設であるが、利用者のニーズが変化したことなどにより、これらの施設の 16 事業年度から 21 事業年度までの間の各事業年度の施設稼働率(施設が営業している期間における宿泊可能延べ人数に対する宿泊延べ人数の割合)が、表 2 のとおり低調となっていた。

表 2 保有している宿泊施設の利用が低調なもの

国立大学法人名	件数	面積		帳簿価額		平成 16 事業年度から 21 事業年度までの間の各事業年度の施設稼働率
		上段：敷地面積	下段：建物延べ面積	上段：土地	下段：建物	
埼玉大学	1	679.4m ² 180.1m ²		1 億 8813 万余円 1 円		19.2%～24.4%
東京医科歯科大学	1	1,620.6m ² 434.0m ²		580 万円 1494 万余円		1.4%～6.7%
東京外国語大学	1	4,488.3m ² 582.7m ²		3760 万円 3307 万余円		5.3%～9.5%
一橋大学	2	8,613.4m ² 1,330.1m ²		1 億 0040 万円 3809 万余円		5.1%～12.4%
福井大学	1	— 291.5m ²		— 1306 万余円		2.6%～6.2%
信州大学	2	3,474.3m ² 560.2m ²		1600 万円 2887 万余円		5.3%～16.7%
静岡大学	1	3,460.0m ² 579.4m ²		2 億 8284 万余円 5080 万余円		14.8%～20.1%
名古屋大学	2	4,474.9m ² 1,845.0m ²		2410 万円 5960 万余円		8.1%～16.6%
大阪大学	2	1,205.5m ² 676.0m ²		835 万円 1406 万余円		7.3%～12.3%
九州大学	2	46,806.2m ² 1,629.8m ²		1400 万円 1 億 2006 万余円		14.1%～27.7%
計 10 国立大学法人	15	74,822.8m ² 8,109.1m ²		6 億 7723 万余円 3 億 7260 万余円		

注(1) 面積欄の数値は、小数点第 2 位以下を切り捨てているため、各項目を集計しても計の数値と一致しない。

注(2) 施設稼働率は平成 16 事業年度から 21 事業年度までの間の最低値と最高値を示している。

- (3) 国から承継して保有している運動場の学内利用が低い割合となっていて、その運営が規程の趣旨に沿っていないなどの状況となっているもの

国から承継して保有している運動場について、その運営が規程の趣旨に沿っていないなどの状況となっているものが、国立大学法人東京大学において、表 3 のとおり、計 2 件(敷地面積計 107,616.0m²、帳簿価額計 83 億 0038 万余円)見受けられた。

上記の運動場は、同法人が定めた運営に関する規程によると、同法人の学生、生徒及び教職員が体位の向上、心身の保健のために使用すること(以下「学内利用」という。)を目的とする体育施設であり、同法人の使用を妨げない限度において学外利用として卒業生等に臨時に使用させることができるものとして運営することとされている。

しかし、その利用実態についてみたところ、利用者のほとんどが同法人の学生等ではなく学外利用者となっており、主たる目的である学内利用は低い割合となるなどしていた。

表3 保有している運動場の学内利用が低い割合となっており、その運営が規程の趣旨に沿っていないなどの状況となっているもの

運動場の種類 (団地名)	敷地面積	帳簿価額	平成 19 事業年度から 21 事業年度までの間の各事業年度の学内利用者数、総利用者数及び総利用者数に対する学内利用者数の割合
検見川総合運動場クロスカントリーコース等 (検見川団地)	93,927.0m ²	72 億 7915 万余円	19 事業年度 601 人、11,684 人(5.1%) 20 事業年度 450 人、10,845 人(4.1%) 21 事業年度 496 人、12,298 人(4.0%)
ラグビー場 (柏 II 団地)	13,689.0m ²	10 億 2122 万余円	19 事業年度 170 人、1,077 人(15.7%) 20 事業年度 94 人、3,220 人(2.9%) 21 事業年度 463 人、3,738 人(12.3%)
計 2 件	107,616.0m ²	83 億 0038 万余円	

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例 2>

国立大学法人東京大学は、国から検見川団地(千葉市)の検見川総合運動場を承継して保有しており、同法人の規程により、同運動場を学内利用を主たる目的とする体育施設として運営することとしている。そして、運営上は、同運動場の一部の土地(敷地面積 93,927.0m²、帳簿価額 72 億 7915 万余円)については、クロスカントリーコース等として学外利用も可能としており、また、ゴルフの授業等の利用者がゴルフを実習するための場所として学内利用に限定して利用することとしている。

しかし、クロスカントリーコース等の利用実績についてみたところ、学内利用者が、平成 19 事業年度 362 人、20 事業年度 222 人、21 事業年度 330 人、一方、学外利用者が、19 事業年度 11,083 人、20 事業年度 10,395 人、21 事業年度 11,802 人となっており、その利用状況は学外利用が大半を占めていた。また、学内利用に限定しているゴルフの授業等としての利用実績については、利用者数が、19 事業年度 239 人(利用日数 14 日)、20 事業年度 228 人(同 10 日)、21 事業年度 166 人(同 7 日)にとどまっていた。

以上について、15 国立大学法人別に帳簿価額を示すと、表 4 のとおりである。

表4 15国立大学法人別の帳簿価額

国立大学法人名	保有している土地及び建物の平成22年3月31日現在の帳簿価額 上段：土地 下段：建物	左記のうち未利用の土地や建物等に係る帳簿価額(注)	
		上段：土地 下段：建物	計
北海道大学	1281億3356万余円 752億3995万余円	4065万円 —	4065万円
埼玉大学	550億1091万円 122億5821万余円	2億4760万円 2円	2億4760万円
東京大学	8913億9206万余円 2098億1893万余円	154億0614万円 —	154億0614万円
東京医科歯科大学	875億3640万円 543億4934万余円	580万円 1494万円	2074万円
東京外国語大学	258億8150万円 143億4123万余円	3760万円 3307万円	7067万円
一橋大学	1343億3362万余円 213億2812万余円	1億0040万円 3809万円	1億3849万円
福井大学	422億7802万余円 181億5501万余円	— 1306万円	1306万円
信州大学	337億6004万余円 424億9603万余円	1600万円 2887万円	4487万円
静岡大学	333億5599万余円 170億8155万余円	2億9443万円 5080万円	3億4524万円
名古屋大学	705億5394万余円 801億8970万余円	2410万円 5960万円	8370万円
京都大学	1661億8000万余円 1411億5439万余円	3億6222万円 —	3億6222万円
大阪大学	2234億1261万余円 1011億1138万余円	4億8806万円 1406万円	5億0212万円
高知大学	260億2067万余円 139億0380万余円	9300万円 —	9300万円
九州大学	1736億0648万余円 1296億7071万余円	6900万円 1億2006万円	1億8906万円
鹿児島大学	538億6509万余円 318億9218万余円	6110万円 —	6110万円
計	2兆1453億2095万余円 9629億9062万余円	172億4610万円 3億7255万円	176億1866万円

(注) 埼玉大学の建物の帳簿価額以外は、単位未満切捨てのため、土地と建物の帳簿価額を集計しても、各国立大学法人の合計と一致しないものがある。

(改善を必要とする事態)

15国立大学法人において、教育研究等の業務を確実に実施するために必要であるとして国から土地や建物を承継したものの、それぞれの事情や経緯があるなどとして、利用してい

ない土地等や利用が低調である施設を、具体的な処分計画又は利用計画等を策定しないまま保有していたり、施設の運営が規程の趣旨に沿っていないなどの状況にあるのに、本来の施設の使用目的を見直していなかったりなどしている事態は、資産の有効活用の面から適切ではなく、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、15国立大学法人において、利用していない土地等や利用が低調となっているなどの施設を保有しているのに、これらの資産について、将来利用する可能性があるなどとして、不断の見直しや、具体的な処分計画又は利用計画等の策定を行っていないことなどによると認められる。

3 本院が要求した改善の処置

国立大学法人については、前記のとおり、効率的な法人運営を行うため、保有資産の不断の見直し及び不要とされた資産の処分に努めること、さらに、既存施設の有効活用、施設の計画的な維持管理の着実な実施等に努めることが求められている。そして、国立大学法人が保有している土地や建物は、そのほとんどが国立大学法人化に伴って国から承継した資産であること、国立大学法人には、毎事業年度国から多額の運営費交付金が交付されており、これらの資産の維持管理に同交付金等を充てていることなどに鑑みると、国立大学法人においても、国の厳しい財政事情を考慮して、不要な資産については売却等の処分を着実に行うとともに、引き続き保有しようとする資産については一層の有効活用を図る取組が必要となっている。

これらのことから、15国立大学法人に対して、前記の利用していない土地等を今後も引き続き保有することについて合理的な理由が存在するか否かを検討して、当該土地等を保有することについて合理的な理由が存在しない場合には、当該土地等についての具体的な売却等の処分計画を策定し、合理的な理由が存在する場合には、当該土地等についての具体的な施設整備等の利用計画を策定したり、本来の施設の使用目的を見直したりするなどして、当該資産の有効活用を図るよう改善の処置を要求する。